

様式第十号(第十条の九関係)

(第1面)

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書	
令和〇年△月X日	
大分県知事 殿	
申請者	
〒870-XXXX	
住 所 大分県大分市大手町〇丁目△番□号	
氏 名 大分建設工業株式会社	
代表取締役 大分太郎	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 097-XXX-XXXX	
<p>産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p> <p>産業廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>	
許可の年月日及び許可番号	平成28年△月X日 第 04422XXXXXX号
収集運搬業・処分業の区分	産業廃棄物処分業
許可に係る事業の範囲(収集運搬業にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)	<p>中間処理</p> <p>破碎：がれき類、ガラスくず等</p> <p>(以上2種類。特別管理産業廃棄物を除く。石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含まない。)</p>
変更の内容	<p>中間処理</p> <p>破碎：木くず の追加</p>
変更理由	事業の拡大のため
変更に係る事業の用に供する施設の種類の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)	<p>施設の種類 : 木くずの破碎施設</p> <p>設置場所 : 大分県別府市▲町■番</p> <p>設置年月日 : 平成30年10月1日</p> <p>処理能力 : 32トン/日(8時間)</p> <p>許可年月日 : 平成30年6月1日</p> <p>許可番号 : 指令循推第1号の6</p>
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	<p>2軸破碎機</p> <p>構造及び設備の概要は、別紙様式第六号の2のとおり</p>
※ 事務処理欄	

(日本産業規格 A列4番)

申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
おおいたけんせつこうぎょう 大分建設工業 株式会社		大分県大分市大手町〇丁目△番口号
法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
役員(申請者が住人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
おおいた たろう 大分 太郎	昭和 30 年 3 月 1 日 代表取締役	大分県大分市上野丘 X 丁目 X 番 X 号 大分県大分市府内町X丁目X番X号
べつぷ いちろう 別府 一郎	昭和 35 年 3 月 1 日 取締役	大分県別府市大字鶴見 XXX 番地 大分県別府市新別府X番X号
おおいた じろう 大分 次郎	昭和 40 年 3 月 1 日 取締役	大分県大分市上野丘 X 丁目 X 番 X 号 大分県大分市府内町X丁目X番X号
おおいた さぶろう 大分 三郎	昭和 45 年 3 月 1 日 監査役	大分県大分市上野丘 X 丁目 X 番 X 号 大分県大分市府内町X丁目X番X号

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の総数	1,000株		出資の額	5,000,000円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
		割合	住	所
おおいた たろう 大分 太郎	昭和30年 3月1日	500株	大分県大分市上野丘X丁目X番X号	
		50%	大分県大分市府内町X丁目X番X号	
べっぶんせつ 別府建設株式会社	代表取締役 別府 次郎	400株		
		40%	大分県別府市新別府XX番X号	
べっぶ いちろう 別府 一郎	昭和35年 3月1日	100株	大分県別府市大字鶴見 XXX 番地	
		10%	大分県別府市新別府X番X号	
<b>法人株主がいる場合は、所在地と代表者名を記入すること。</b>				

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者をすべて記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

様式第五号

変更に係わる新旧対照表

変更内容	変更前	変更後
産業廃棄物の種類の追加	中間処理 破砕： がれき類、ガラスくず等  以上2種類	中間処理 破砕： がれき類、ガラスくず等 木くず(追加)  以上3種類

(日本産業規格 A列4番)